

議 案 提 出 書

件 名 再審法改正の早期実現を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109条第 6 項及び
長野市議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年12月13日

長野市議会議長 西 沢 利 一 様

提出者 長野市議会 総務委員会
委員長 若 林 祥

再審法改正の早期実現を求める意見書（案）

無実でありながら有罪の判決を受けた冤罪被害者を救済するための最後の砦として、刑事訴訟法に基づく裁判のやり直し、いわゆる再審制度があり、我が国では、これまで五つの死刑確定事件について再審により無罪判決が確定しています。

しかし、現実には、10年、20年、時には人生の大半をかけて無罪を主張するも再審開始の決定に至らず苦しんできた人、中には、冤罪により死刑判決を受け、死刑執行の恐怖に長年脅かされてきた方々がいます。

その大きな原因として、再審の請求に当たっては、捜査機関の手元にある証拠の開示が重要となるものの、その取扱いについて明文規定が存在しないため、事件によって証拠開示の範囲に差が生じるほか、捜査機関により適切に証拠が保存されずに証拠開示の実効性が担保されないなどの懸念があります。また、再審開始の決定がなされた後も、検察官が再審開始の決定に対して不服申立てを行い、速やかに公判への移行ができない事例も相次いでおり、再審手続がさらに長期化する傾向があります。

このような状態は、再審制度が冤罪被害から国民を救済する最後の砦であることに鑑みれば、速やかに改善されなければなりません。

そこで、冤罪被害者の速やかな救済のために、国に対し、下記の点を含む再審法（刑事訴訟法第4編）の改正を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 冤罪被害者の救済の観点から実効性のある検察官による証拠開示の規定を設けること。
- 2 1の証拠開示制度を実効的に担保する捜査機関における適切な証拠の保管、保存制度に関する規定を設けること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての在り方について検討すること。

令和6年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
宛

長野市議会議長 西 沢 利 一